

パブリックコメント要約版

1 案件名
市いじめ問題対策基本方針（素案）
2 募集期間
平成30年12月21日（金） ～ 平成31年1月21日（月）
3 趣旨
いじめは、いじめを受けた児童生徒の基本的人権を侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に危険を生じさせるおそれのある絶対に許されない行為であり、どの児童生徒にも、どの学校にも起こりうることを認識して対策を講じなければならない。 このたび、「いじめ防止対策推進法」（平成25年6月法律第71号、以下「法」という。）の制定に伴って示された国の「いじめ防止等のための基本的な方針」が平成29年3月に改定され、併せて「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」が策定され、本市におけるいじめの防止、早期発見、いじめへの対処のための対策をより一層推進するために、法第12条の規定に基づいて策定した「倉敷市いじめ問題対策基本方針」（平成26年12月）を改定することとした。 なお、「倉敷市いじめ問題対策基本方針」において、「学校」とあるものは倉敷市教育委員会が設置者である、倉敷市立の小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校をいい、対象とする児童生徒はその在籍する児童生徒とし、保護者とはそれらの者に親権を行う者（親権を行う者のいない場合は未成年後見人）とする。
4 資料閲覧場所
倉敷市教育委員会学校教育部指導課 倉敷教育センター 倉敷市情報公開室 倉敷市ホームページ
5 提出方法
(1) 電子メールの場合 指導課E-mailに意見・提言等を送信 (2) 指導課又は教育センターに直接来られる場合 所定用紙に意見・提言等を記入 (3) 情報公開室の場合 所定用紙に意見・提言等を記入 (4) その他 上記の他、郵送（平成31年1月21日必着）及びFAXでも受付可能
6 問合せ先
〒710-8565 倉敷市西中新田640番地 倉敷市教育委員会学校教育部指導課 [TEL] 426-3831 [FAX] 421-6018 [E-mail] schg@city.kurashiki.okayama.jp